

国保京丹波町病院和知診療所自家用電気工作物保安管理業務仕様書

自家用電気工作物設置事業所等

事業場所	国保京丹波町病院和知診療所
所在地	京都府船井郡京丹波町本庄今福 5 番地
設備容量	5 2 5 k V A 6 6 0 0 V 非常用予備電設備定格容量 4 2 k V A

業務内容

国保京丹波町病院和知診療所の設置する自家用電気工作物の保安管理に関する業務

1 保安管理業務を実施する者の資格等

- (1) 電気工作物の保安管理業務を実施する者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるとする。
- (2) 電気工作物の保安管理業務を実施する者が定まった場合若しくは変更があった場合は事業所への連絡と共に書面をもって通知するものとする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、必要であれば提示する。

2 保安業務の細目

保安管理業務は、次の各項とし、その結果について報告すると共に経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行う。

- (1) 電気工作物の維持及び運用が行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（定期点検の種類、回数は別表）
- (2) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検
- (3) 事業場の低圧電路の絶縁状態を常時監視するため、御社の負担により常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行う。
- (4) 別表に定める事項の内主要な事項の取扱は次のとおりとします。

ア 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。

イ 概観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検をすることができる。

ウ 点検・測定試験のうち、△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって実施しないことができる。

3 料金支払方法

毎年1回年間分支払

巡視・点検・測定試験基準

別紙

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
受電設備・配電設備	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		継電器との連動動作試験		△	○
		絶縁油試験			△
		内部点検			△
	母線・断路器 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		絶縁油試験		△	△
		内部点検		△	△
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		継電器との連動動作試験			○
		計器校正・シーケンス試験			△
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○	○
		充電装置機能点検		○	○
		各電池の比重・液温・電圧測定		△	△
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
	電動機・雷熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
		絶縁状態監視	絶縁監視装置による		
	原動機関係・発電機関係	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		接地抵抗測定		△	○
		電気関係保護継電器の動作特性試験			○